

事務連絡
令和元年9月6日

各位

鹿児島市介護保険課長
(公印省略)

消費税率の引上げに伴う住宅改修費及び福祉用具購入費の取り扱い

令和元年10月から、消費税率が10%に引き上げられます。これに伴い、住宅改修費については、平成31年4月1日以降に契約を締結し、工事完了日が令和元年10月1日を過ぎる場合は、消費税率10%が適用されます。また、福祉用具購入費については、購入日(領収日)が令和元年10月1日を過ぎる場合は、消費税率10%が適用されます。

住宅改修事前申請における注意点

【令和元年9月30日以前に工事が完了すると見込まれる場合】

→事前申請書に添付する見積書は消費税率8%で計上してください。

【令和元年10月1日以降に工事が完了すると見込まれる場合】

◎平成31年3月31日以前に契約締結した工事の事前申請書に添付する見積書

→消費税率8%で計上してください。

◎平成31年4月1日以降に契約締結した工事の事前申請書に添付する見積書

→消費税率10%で計上してください。

※注意事項

- ① 平成31年3月31日以前に契約した場合でも、平成31年4月1日以降に追加工事が発生した場合、追加工事分の費用については令和元年10月1日以降に工事が完了すると、消費税率10%が適用されます。
- ② 事前申請時に消費税率8%で計上した見積書を提出した後、工事完了日が令和元年10月1日以降となることが判明した場合には、速やかに消費税率10%で計上した見積書を提出してください。
- ③ 令和元年9月30日以前に工事の完了を予定していても、工期遅延時や追加工事発生時における増税分の支払いについて書面で定めるなど、発注者(被保険者)やその家族からあらかじめ合意を得ておくなど、後にトラブルが生じないようにご注意ください。

問合せ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1
鹿児島市役所 介護保険課 給付係
(直通)099-216-1280